

【文部科学省】

日 時： 12月1日（月）13：30～14：00

場 所： 参議院会館第三会議室

対 応： 枝教育制度改革室室長補佐、大根田社会教育課係長、宮崎教職員配置専門官、北川教育財政室係長、名取児童生徒課係長、高橋企画課専門職

1．公教育の無償化について

- (1) 義務制諸学校において給食費、教材費等の公費負担を実現すること。
- (2) 都道府県立学校において授業料の無料化を実現すること。

文科省 給食費については、学校給食法において施設設備や人件費については自治体が、食材費については保護者負担としているところだが、少子化や地域振興策、食材費の高騰により一部の自治体に関しては食材費については補助を行っていると聞いている。本省としては、学校給食費を公費で負担するか否かは地域の実情に応じて自治体が判断すべきものと考えている。

教材費については、これまで計画的な整備を図ってきており、今年度は約790億円の地方財政措置が講じられており、平成21年度においても同程度が確保されるよう要望しているところである。また新学習指導要領への対応としては移行期間中に限定して、新たな国庫補助金による教材整備事業を実施することとしており平成21年度概算要求において約155億円を要求しているところである。

文科省 授業料の無償化について、政府は多額の財政負担の問題を考え慎重であるべきとの態度である。他方で家庭の経済事情により就学の機会が奪われないようにすることも重要であることから、そうした生徒には授業料の減免措置のほか、奨学金の授与を行っている。

自治労 要請の趣旨は今現在の法令等の中で整理を図るという話ではなく、保護者の経済格差が子どもの教育にまで及んでいるという実態を解消すべく、所得再分配の仕組みの一つとしての義務教育費の無償化や公立高校の授業料の無料化で格差の縮小を図れないかということである。

教材費についてもここで述べているのは保護者が負担する部分の話である。これを無償化することで教員が家庭との連絡等で一定程度関わっている部分がなくなり、今課題とされている教員の負担軽減にもつながる話でもある。

2．教職員人件費について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃

止・縮減は行わないこと。

- (2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京 23 区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

5

自治労 政令市、中核市への移管の関係で、従来までは各地方団体の意見が揃っていないということで時期尚早というような回答だったが、文科省のHPでは7月のヒアリングの結果が掲載されており、それを見ると、各団体とも早期実施とそのスケジュールを早期に示して欲しいとしているが、それについて何か見解を聞かせていただけないか。

10

文科省 有識者会議としては今年度内に結論ということであるので、省としてはそれを踏まえてどう考えるかということだが、議論の材料として重要なものは間もなく示すことができると思う。

15

3. 学校事務職員の定数配置について

- (1) 都道府県立学校事務職員の配置にあたっては、事務機能の低下により、学校間・地域間に格差が生じないように、事務長を含めた正規職員を配置し、定数基準は最低3名とすること。

また、生徒数減少の激しい地域については定数算定基準を緩和すること。

20

- (2) 義務制事務職員の定数改善計画では、子どもに及ぼす経済格差を解消するために、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。

25

文科省 学校事務職員に限らず教職員の定数改善は大変厳しい状況である。平成21年度の定数改善では1500人のうち事務職員は73人の要求を行っている。人的には少ないが、年末の予算編成に向けてできるだけ確保するよう最大限の努力をしたい。また今後、事務職員の定数のあり方については鋭意検討してまいりたい。

30

自治労 岩手県では教員の負担軽減に係る調査研究事業で拠点校方式による県立学校の事務の共同化が行われているが、連携校である小規模校の事務長が削減され事務職員が1名となっている現状について、該当校の十分な合意が無いまま、また事務職員が減ることによる教員の負担増に対して準備期間もないままにスタートしているという問題があることや、該当校があと2年後に統廃合する学校同士での共同化であることからこの間の実績は必ずしも汎用性があるとは限らないことを、事業評価の公表に際しては明らかにしておいていただきたい。

35

文科省 担当者に申し伝える。

自治労 東京都立学校では同様の目的で支援センターが設置されてから3年を経過しているが、文科省はどのように評価しているのか。

実態としては、事務職員の定数で支援センターの職員が配置されているため、学校の方は2名程度減らされている。しかも当初は学校では契約は行わないということで出発したが、実際には6割から7割は学校で予算執行している。その結果、サービス残業は恒常化し、精神疾患も増えてきており、その影響は教員にも及んでいる。

さらに現場の定数が減らされている中で、人事交流により学校での勤務経験がない職員が配置されてくる。こうしたことで現場の仕事は飽和状態に置かれていて、そういう実態を文科省としてはきちんと把握していただきたい。

自治労 義務制の事務職員定数について、2005年度に就学援助に関する規定が変わったことに伴って、定数基準に関する文言も変わっているが、具体的な配置基準はどのように変わったのか。就学援助費のうち、準要保護が国庫補助金から外れたことによって、定数基準の中でもその文言が無くなったようにも読めるが、どうなのか。

文科省 定数の算定方法（児童生徒数の25%以上かつ100名以上）については変えていない。

4. 義務制への事務長制導入について

義務制への事務長制導入は、検討すべき課題が多々あり、事前協議による合意形成を尊重し、強行導入を行わないこと。

文科省 事務長制の議論は平成19年3月に出された中教審の「今後の教員給与のあり方」という答申においても、その旨提言をいただいているところであり、また、省内においても「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」というものを立ち上げ、平成19年度末にまとめを行ったが、この中においても、学校の校務運営体制の改善の一つの方策として、例えば大規模校等における事務長の設置など事務職員の活用による学校現場の負担軽減について上げているところである。

現段階ではこれらに基づいて、学校教育法施行規則の中にどうやって書き込んでいくかを検討中である。

自治労 その検討期間の目処などは設定していないのか。

文科省 遅くとも今年度中には何らかの結論を出したいと考えている。

自治労 我々としては導入の効果について疑問を持っている。また、拠点校に事務長を配置するとして、連携校に対してどのような役割を持つのかも見えてこない。この制度の詳細を検討するにあたってはぜひ事前協議をお願いしたい。

加えて、高校の部分でも話があったが、学校事務職員が学校から離れることについて事務長の問題も含めて今一度ご検討願いたい。

5 . 生涯学習の充実等について

5 公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであり、また公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても同様であるが、改正社会教育法等における附帯決議を踏まえ、自治体に対しその趣旨の十分な周知を図るとともに、適切な働きかけを行うこと。

10 文科省 ご指摘のとおり、公的社会教育施設については、第一義的に地方公共団体がその役割と責任を担うものと考えている。

指定管理者の導入については、地方自治法に基づいて地方自治体が当該社会教育施設の設置目的を効果的に達成する必要があるということに基づいて条例を定めて行うものである。

15 専門職の配置については、社会教育主事の必置規定はあるが、政令で人口1万人未満の町村については猶予しているところであり、文部科学省としては地域の実情に応じて社会教育が推進できるよう支援に努めてきたところである。

20 また、司書については公立図書館の設置及び運営上望ましい基準があり、その中で地方公共団体の判断を前提としながら設置を促しているところである。

25 先般、社会教育法等の一部を改正する法律が公布、施行され、その付帯決議で施設の運営管理に関しては指定管理者制度導入の弊害にも十分配慮して適切な運営管理体制の構築を目指すことが盛り込まれており、また専門職員に関しては政府及び地方公共団体の関係者が有資格者の活用について検討を進めていくことが求められている。

30 これを受けて文部科学省としてはこの付帯決議を添付した事務次官名による社会教育三法の施行通知を本年6月11日に発出し、同通知を教育委員会担当者向け会議で配布するなどしており、今後とも周知徹底を図ってまいりたい。

35 自治労 大都市共闘教育部会は、政令市において自治労傘下の労働組合に加盟する学校給食調理員、学校用務員、教育委員会事務局職員で構成されている。当部会からは「5 . 生涯学習の充実等について」と「6 . 学校給食並びに学校用務に関することについて」の2点を要請事項としてあげているが、後段の課題については引き続き行われる自治労現業評議会での取り扱いに委ねる

こととし、ここでは前段の課題について伺う。

我々、各自治体、現場においては対市民的に一番適切な方法を選択しながら施設の運営手法や専門職の研修体制などを組んでいるところだが、自治体の体力的な問題からなかなか思うように進まないところもあるので、文科省のほうから適切な運営指導なり、社会教育関係の機関を使った研修制度の充実などの努力をお願いしたい。

そのうえで、一点伺いたい。学校支援地域支援本部と社会教育なり生涯学習との関わりという点で文科省としてどのようなイメージを持っているのか。

文科省 先般の社会教育法の改正では学校支援地域本部を念頭に置いた条文が規定されている。具体的には社会教育法5条15号で、学校支援地域本部を推進していくバックアップとして規定を置いたものである。社会教育との関係という点では、教育基本法の改正においても生涯学習の理念として学んだ成果を活用していくということが重要であると述べられており、学校支援地域本部は社会教育で学んだ成果を活用していく場という観点から社会教育法にも規定を置いたということである。